

議会活性化推進特別委員会 会議録

開催年月日	令和2年11月9日（第4回）			
開催の場所	湖西市役所 委員会室			
開閉会時刻 並びに宣告	開 会	午前 9時58分	委員長	中村 博行
	閉 会	午前11時21分	委員長	中村 博行
出席並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 0名 〔凡例〕 ○は出席を示す ▲は欠席を示す	氏 名	出欠	氏 名	出欠
	中村 博行	○	福永 桂子	○
	菅沼 淳	○	三上 元	○
	神谷 里枝	○	柴田 一雄	○
	加藤 弘己	○		
	楠 浩幸	○		
	土屋 和幸	○		
説明のため 出席した者の 職・氏名				
職務のため 出席した者の 職・氏名	係 長	加藤 敬	書 記	熊谷 浩行
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
会議の経過	別 紙 の と お り			

議会活性化推進特別委員会会議録

令和2年11月9日（月）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時58分 開会〕

○中村委員長 皆さん、あらためましておはようございます。

本当に一段と寒くなってきて、これから体調管理に気をつけていかないといけなくなってきました。

昨日は、アメリカの方でもバイデンさんが大統領の勝利宣言をしたということで、今までのトランプさんが変わって、大きな流れが変わるかな。湖西市においても一応市長選挙が告示され、対抗馬がなく、今の影山市長が続投されるということになりました。我々もこれからも湖西市のために色々前向きに考えていかないといけないと思っています。ということで、我々議会の活性化ということで進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

議事に沿って進めて参ります。まず第一に議会運営委員会への報告についてということで、これは反問権について、前回勉強会でやった内容を委員会としての承認をするという形で進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局よろしくお願ひします。

○事務局 反問権について、議会運営委員会提案用の資料を読み上げさせていただきます。資料はサイボウズの方に置いてありますので、まだ開いていない方はよろしくお願ひします。サイボウズのファイル管理もしくは、メッセージの開催通知のところに置いてございます。

執行部への反問権の付与について、1、付与の趣旨、反問権を執行部に付与することで、議論の論点・争点の明確化が期待され、より一層市民に開かれた議会を目指すものである。2、反問を行える場、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会。3、反問権を行使できる者、市長、その他の執行機関。4、反問権の行使の許可、議長又は委員長は、反問権を行使できる者（以下「市長等」という。）からそれらの行使の意思が示された場合は、次の要件のいずれかに該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。反問の範囲、市長等が、議員からの質問や質疑、又は委員会等からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他発言に対する根拠を確認する場合、もしくは反対の意見を述べる場合。5、付与する時期、こちらは未定となっておりますが、令和丸々年第九回定例会から導入。6、反問権の運用指針、（1）反問権の行使について、反問権を行使する場合の手順は、次のとおりとする。ア、反問権を行使しようとする者（以下「市長等」という。）は、挙手をし、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。イ、指名を受けた後、反問により確認したい又は意見を述べたい旨を議長等に告げ、許可を申し出る。ウ、反問の許可を得た後、市長等は、議員又は委員（以下「議員等」という。）に意見等を述べる。エ、議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。（2）反問における質問時間について、議長又は委員長は、持ち時間制による質疑又は質問において、市長等が反問権を行使した場合にあっては、別に必要な時間を確保するものとする。（3）反問への回答場所について、議員等は、反問があったときは、次に掲げる場所において回答するものとする。ア、本会議質問席、イ上記以外の会議出席。7、反問の具体的な運用例、こちらは別紙「反問権の行使のながれ」のとおりとするということで後ほど読み上げます。

8、反問権付与のための条例改正、こちらも別紙のとおり「議会基本条例」を改正するというので、そのままの方に資料をいっていただきまして、まず条例の改正のところになります。まず、改正の案としては、議会基本条例第4章、第9条第2項の2行目ですが、議会と行政との関係のところ、**「市長等に対し議員の発言の主旨に対する確認の機会を与えることができます。委員会の委員長が委員の発言の主旨に対する確認の機会を与える場合についても、同様とします。」**としているところを、改正案では、**「市長等に対し議員の発言の主旨に対する確認の機会及び反問の機会を与えることができます。委員会の委員長が委員の発言に対する反問の機会を与える場合についても、同様とします。」**と改正をする案を作っております。逐条解説のところも合わせて改正を考えまして、**「緊張関係の保持では、審議の論点の明確を目的とした一問一答方式の活用、議員の発言内容に対する行政側の確認機会の付与を定めています。」**とあるところを、**「緊張関係の保持では、審議の論点の明確化及び住民にわかりやすい議論を図ることを目的とした一問一答方式の活用、議員の発言に対する行政側の主旨の確認及び反問の機会（根拠の確認、反対**

の意見を述べる)の付与を定めています。」と改正する案を作成いたしました。

続いて、反問権の行使の流れについてですが、こちらは左側の本会議における反問権のみ代表で読み上げます。まず執行部が「ただいまの何々議員の質問に対して、提案や考え方に対する根拠、反対の意見を確認したいため、反問権の行使を許可願いますと申し出ます。」と願い出ていただきます。議長が、「ただいまの反問権の行使の要求について、許可します。事務局は、これより残時間を停止してください。」と宣言していただきます。執行部が「何々議員の何々については、こういうということよろしいですか。」に対して、議長が「反問をされた議員を指名をいたします。何番何々君。」と指名します。指名された議員のほうが、「ただいまの執行部からの反問についてお答えします。何々については、何々ということです。以上で、反問に対する回答といたします。」それで、また議長のほうが「反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。」と執行部のほうに確認をします。執行部が再度反問の再質問を行った場合には、同様にまた質問をされた議員を指して回答をいただきます。これで、反問に対する内容に執行部が了承いただいた時点で、「これで反問を終了いたします。」と宣言していただいて、最後に議長のほうで、「以上で反問権の行使を終了いたします。これより一般質問を再開いたします。事務局は、残時間の停止を解除してください。それでは何番何々君、一般質問を続けてください。」というような形の流れとなっております。

前回、皆さんに決めていただいた議会運営委員会提出用の反問権の付与については以上となります。

○中村委員長 という形で一応まとめました。こういう形で議会運営委員会の方にあげていきたいと思っております。それで、皆さんの方で承認をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

神谷委員。

○神谷委員 ちょっといいですかね。ちょっと確認させてください。運用指針のエの内容なんですけど、「議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。」となっているんですけど、これは一回で終われば終了を言っても良いんですけど、今の流れを見ていくと、再度質問があるとまた仕切り直しみたいな恰好になるんですけども、ここら辺をどう捉えるかなと思ったんですね。ここに「反問に対する回答の終了を表明する」というところはどうかね。そこをちょっと確認したい。一回で終われば、自分の回答を反問を行使した人が了解してくだされば、「これで回答を終了します」とって発言すれば良いのかと思うんですけど、終了してまた再度あったら、また仕切り直してという捉え方になるわけですか。同じ質問で再度反問権が使われた場合。

○中村委員長 楠委員。

○楠委員 私の理解では、反問に対する回答は執行側が判断をするので、しっかり議論をすれば良いと思います。

○中村委員長 神谷委員。

○神谷委員 議論は良いですけども、逆に言ったら反問権を行使した人がじゃあこれで了解しましたっていうことを表明してくれば良いのかなと考えたんですけども、受けた議員がこの回答をもって終了を宣言するというのが、この流れで良いのかなと思ったもんですから、確認させていただきました。

○中村委員長 事務局。

○事務局 事務局で作らせていただいた案なんですけど、終了ということの捉え方になってくるかなと思います。私どもで考えたこの回答の終了を表明するというのは、「ただいまの市長からの反問に対して、このように回答いたします。以上です。」そういった意味での終了、毎回区切りをとるという意味での終了で、何回かやりとりがあって最後の終了という意味ではなくて、毎回自分の発言はこれで終わりますよということの終了ということで作らせていただいたので、そこが分かりづらいということであれば、皆さんで議論いただきまして、「反問に対して回答をする」くらいの書き方の分かりが良いのかもしれませんが、考えとしては以上です。

○中村委員長 確かに話としてはどんどん続いていくような感じがする。こういう話はどこまで行っても平行線。良識をもって判断してもらおう。国会などを見ていると質問する方が、自分の言いたいことはこうだということが、認め合うというか、それ以上言ってもしょうがない、何回も何回もやるっていうのは。決めていかななくても、ある程度良

識で判断してもらって形でどうかなと私は思ってますけど。

神谷委員。

○**神谷委員** 反問権のことは、質問をする側が最初に一般質問でも何でもやっておいて、例えば市長なら、これこれこういうことですねと確認だけなら良いんですけど、そうでない場合については、意見を言うのは当局側という考え方ではないわけですか。

○**中村委員長** 意見を言うというよりは、意見を聞くわけですからね。

[不規則発言あり]

○**中村委員長** ここで暫時休憩とします。

午前10時12分 休憩

午前10時19分 再開

○**中村委員長** それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

内容的には、議会運営委員会提出用の資料についての6番目のエについて、「議員等は反問に対する回答をする」という形で、そのあとのものは削除するという形で進めていきたいと思えます。そういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**中村委員長** では、そういうことで進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。これについては、あとは議会運営委員会の方の検討を経て、いつの時点で、どの議会から適用するかということが決まっていく内容になるかと思えますのでよろしくお願ひします。そういう形で一応進んでいきますのでよろしくお願ひします。

では、次の(2)令和2年度高校生との意見交換会について進めていきたいと思えます。事務局の方から案について説明をお願いします。

○**事務局** (2)令和2年度高校生との意見交換会についてということで、新居高校・湖西高校の日程を作らせていただいておりますので、そちらの資料を見ていただきたいと思えます。まず、新居高校の方から説明をします。資料の方は03新居高校生と市議会議員の意見交換会日程という資料を開いてください。モニターにも写してあります。

新居高校生との意見交換になりますが、日程の方が決まりまして、まず令和3年1月15日の金曜日、その2週間後の1月29日の金曜日、例年通り2回に分けてという形になります。1回1時間弱ずつという形になります。まず、1月15日の金曜日ですが、こちらは新居高校の生徒さんに議場の方に来ていただきまして、例年どおり議場と議長室を見学していただいて、市議会というところに触れていただくという形となっております。時間的には、12時に新居高校を出まして、12時15分から12時45分の30分間くらいになりますが、議場と議長室を見ていただいて、終わりましたらそのまま高校の方に帰っていただくという形になります。昨年同様、議場で簡単に議会の説明をモニターを使ってと考えてまして、A班・B班については中村委員長、C班・D班については菅沼副委員長に説明をしていただきたいと思えます。議長室では議長に挨拶等をしていただきたいと思えます。15日は以上となりまして、続いて1月の29日、こちらが意見交換の本番となりまして、12時5分から12時50分の45分間を取っていただいています。初めに全体会をしていただいたあとに、すぐに4班に分かれていただいて、高校生と意見交換をしていただきたいと思えます。テーマ案についてなんです、前回皆さんから何候補かのテーマを出していただいたかと思うんですが、高校側にそれを投げさせていただいたところ、高校の方は主権者教育というものに力を入れたいよということで、絞っていただいたテーマ案が、18歳からの選挙権についてと、議員について、議員のイメージであったり議員のなり手とかどういったことをやっているかということ話をさせていただきたいということでした。

A班、B班、C班、D班の役割ですが、A班はアドバイザーを中村委員長、書記を福永委員。B班はアドバイザーを楠委員、書記を加藤議長。C班はアドバイザーを三上委員、書記を神谷委員。D班はアドバイザーを菅沼副委員長、書記を土屋委員。サポート、全体を見ていただく方に柴田委員という形をとらせていただきました。こちらは湖西高

校になると、そっくり書記とアドバイザーが変わるという様な形を例年どおりとっています。12時50分まで意見交換をしたあと、55分に集合していただいて、最後総括していただいて解散という形をとらせていただきました。まず、新居高校は以上です。

続いて湖西高校の方の説明をいたします。資料を一度戻っていただいて、04湖西高校生と市議会議員の意見交換会日程という資料になります。湖西高校の方は、令和3年1月22日の金曜日が都合が良いよと言ってくださいまして、結果的に3週連続金曜日に高校生との交流があるという形になります。1月22日こちらは湖西高校さんは1日で議場の見学から意見交換までしていただくということで、12時40分から14時40分までとっていただいています。まず、湖西高校の方を12時40分に出て来ていただきまして、市役所についたら全体会をしていただきまして、議場、議長室を2グループずつに分かれて見学をしていただくという形をとっています。また、同じように説明の方は、A班、B班を中村委員長、C班、D班を菅沼副委員長にお願いをしたいと思います。13時30分から意見交換となります。こちらは50分取れまして、こちらのテーマ案も湖西高校から選んでいただいたものになりますが、1つ目は18歳からの選挙権について、2つ目についてはコロナ感染症における影響についてということで、高校生たちにどんな影響があったのか、逆に市や議会の方にどんな影響があったのか等を話していただければと思います。4班に分かれていただく皆さんの役割については、1週間前の新居高校の時と反対となりまして、A班はアドバイザーを福永委員、書記を中村委員長。B班はアドバイザーを加藤議長、書記を楠委員。C班はアドバイザーを神谷委員、書記を三上委員。D班はアドバイザーを土屋委員、書記を菅沼副委員長。サポートは、同様に柴田委員にお願いをしたいということで作らせていただきました。意見交換が終わりましたら、最後に集合していただいて、総括をしていただきまして、解散という形をとっています。案としては以上となります。

○中村委員長 という案で進めていきたいと思います。それで、あと皆さんの方から何か気が付いた点であったり、問題があるなどと思われることがありましたら。事務局。

○事務局 すみません、説明が足りてませんでした。湖西高校ですが、修学旅行を沖縄にこれから行かれる予定というのを聞いているのですが、コロナの影響がまた出始めてまして、もしかしたら修学旅行の日程等を組み直す関係で、1月22日をごめんなさいという形になるかもしれませんと伺ってます。なるべくそこは避けるように組んでいきたいという事は聞いていますが、もしかしたら急遽キャンセルということもあり得るということでしたので、補足としてお願いします。

○中村委員長 三上委員。

○三上委員 キャンセルってことだけ変更ではなくて、無くなってしまうの。

○中村委員長 事務局。

○事務局 実際まだそこまでの話にはなってないですが、最悪の場合キャンセルもあり得る。やはりいろんな授業を組んでいく中で日程を組んでいますので、全てを同じようにやるということは難しいかもしれないということは聞いています。以上です。

○中村委員長 いつ頃分かるかとかって話はないですか。

○事務局 すみません、そこまでの確認は出来ていなくて、もしそういったことがある場合には速やかに連絡を頂くということですので、こちらの方に連絡が来次第、皆さんにはお伝えをしたいと思います。

○中村委員長 という事だそうですね。あと、心配になるのは、コロナの関係で、今までやってきたことが体温測定とか密にならないようにとかという問題についてはどんな形になりそうですか。

○事務局 こちらも事前に正副委員長と両高校に行ったときに話をさせていただいたんですが、コロナの予防については通常通り、学校でもやっていることなんですけど、まず生徒さんが来られるときには、必ず検温をしてきていただいて体調不良が無い状態でまず学校に来られているということが大前提になりまして、そのうえで来ていただいた時には手指の消毒をしていただくのと、マスクを着用していただく、それとなるべく密は避けるというようなことで

っていきましようということで高校側とはその時にお話をさせていただきました。

○中村委員長 その他に何かありますか。神谷委員。

○神谷委員 今回湖西高校・新居高校の両校とも、柴田委員がサポートという立場になっているわけですが、自分もサポートという立場をやったこともあるんですけど、必ず2人でないといけないということではなくても、どこかのグループにはめ込んでしまう方がどうなのでしょう。ぼつんぼつんと意見を聞いて回ると何か、フリーのような形だと思いますが、とりあえず柴田議員はどのように感じたかですけど。前回みたいに、福永議員が怪我をされたときなんか、3人で対応をした。だとしたら、どこかに入ったらいかがでしょうか。

○中村委員長 事務局。

○事務局 サポートという役割についてですが、神谷委員が言われたように、実際には決め打ちというか、どこかの班に入るということとなると思います。当日なかなか色んな班に動くということは実際には難しいと思います。ですので、事前に柴田委員と委員長とでどの班に入るかは決めていただければと思いますが、当日委員の中で体調不良等もあるかもしれないので、その時にはサポートで入っていただければと思います。ある程度事前にどの班に入るかは考えておいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村委員長 そういう案ですが、柴田委員どうですか。

○柴田委員 ある程度当日、いまこういうコロナの状況もありますので、不測の事態もあり得ると思います。私自身は、非常に楽しみにしているので積極的な意見交換ができるように、どこかのグループで意見交換をやりたいと思っています。そのときの状況判断で入らせていただきたいと思っています。

○中村委員長 私のほうで、その時の状況で判断したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 それでは、そういう形で進めて行きたい。この日程で行うということで進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 次に(3)高校生との意見交換会のステップアップについてということですが、ここからはフリートークとしたいと思います。暫時休憩といたします。

午前10時28分 休憩

午前11時16分 再開

○中村委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ステップアップについては、それぞれ色々話が出ましたが、皆さんの意見を考えると、その後の新しいステップアップということは高校側の意向もあることで、進めていけないような感じがします。ですので、ステップアップについては現状の形でもって、高校生に議会、政治っていうものはこういう感じのものだと考えるきっかけにしろらうという形の進め方でいきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 それともう一つ、議員のなり手不足という話もありましたが、これについては引き続き検討してもらおうということで、継続のほうに持って行きたいと考えております。ということで我々委員会としては、今までの内容をもって、まとめに入りたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 今までやってきた内容の反問権についてとか、議会基本条例の見直しについてまとめて、高校生との意見交換会を進めたということでまとめる方向でいきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 そういうことでいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。次回については、いま話をした内容のまとめの案を事務局より出してもらひ形でいきたいと思ひます。それを次の委員会に諮って行きたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村委員長 それでは、今回は年内にもう1回くらいやりたいと思ひますが、どうでしょうか。日程について、事務局どうでしょうか。

○事務局 次回は12月22日で、本会議での付託が無ければ10時から、付託があった場合は本会議終了後ということでいかがでしょうか。

○中村委員長 ということで、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村委員長 ということで進めて行きたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

以上ををもちまして、議会活性化推進特別委員会を閉会いたします。

〔午前11時21分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 中村 博行